

自動はかりにおける 「取引」 / 「証明」事例集 (平成29年9月版)

平成29年9月

経済産業省

産業技術環境局

計量行政室

目次

1. 「取引」 / 「証明」とは	2
2. 取引又は証明のための計量に該当する事例	6
3. 取引又は証明のための計量に該当しない事例	8
4. Q & A	9

Q1 : 自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、
当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

Q2 : 商品等の売手と買手の双方がともに計量を行っている場合、
取引又は証明のための計量に該当するのは、売手と買手のどちらによる
計量が該当するのか？

Q3 : 親会社と子会社間の取引や同一法人内の支店同士の取引に使用するための計量は、
取引又は証明のための計量に該当するのか？

※本事例集は、主として自動はかりの使用者の方向けに、「取引」 / 「証明」の考え方に関する理解を深めて頂くことを目的に作成した基本的な事例集です。

1. 「取引」 / 「証明」とは

計量法第2条第2項

取引：有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

※計量法では、計量器のうち、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器（例：体温計、血圧計など）について、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものを「特定計量器」として指定し、当該特定計量器の製造事業者・修理事業者・使用者等には、法律上の様々な規制が課されています。

※特に、当該特定計量器を取引又は証明における計量に使用する場合には、検定に合格している必要があります（計量法第16条第1項第2号）。

※また、計量法では、取引又は証明における計量をする者は、正確に計量するように努めること、も求められています。（計量法第10条第1項）

1. 「取引」 / 「証明」とは

(参考) 計量法関係法令の解釈運用等について (平成29年3月)

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上（反復継続的に）他人（証明を行う者以外の者）に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実（特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。）について真実であることを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

(3) 「計量証明」とは

法定計量単位により物象の状態の量を計り、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明することである。

「公に」とは、公的機関自らが行い、又は公的機関に対することを意味する。

「業務上他人に」とは、他人（計量証明を行う者以外の者）から証明行為についての依頼を受け、当該証明行為を業として行うことを意味する。

また、計量法上、登録を要する計量証明事業者は、法第107条に規定する事業区分において上記の計量証明を事業として（反復継続して）行う者である。

(4) 取引における計量の解釈

① 法第2条第2項に規定する「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれないものとする。ただし、「特定物象量が表記された特定商品」を製造する工程における特定物象量の表記のための計量は、取引における計量に該当するものとする。

② 計量した物に計量の結果を表示する場合であってその物が取引の対象となり表示した計量の結果が契約の要件となるときは、その表示をするための計量は含まれるものとする。

1. 「取引」 / 「証明」とは

(参考) 計量法関係法令の解釈運用等について (平成29年3月)

2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について

・ 学校等における体重計について

学校、幼稚園、保育所又は福祉施設、医療機関、保健所等の体重測定に使用される非自動はかりであって、その計量値が健康診断票等に示され通知、報告等されるものについては、証明における計量に該当する。

・ 小包郵便物及び一般運送事業者等の宅配便物の取次業者による取次店における料金特定のための計量は、取引における計量に該当する。

・ 検察庁における実地検証のための計量は、証明における計量に該当する。

・ 集合住宅における水道メーター等について

水道メーター、温水メーター、ガスメーター、微流量燃料油メーター、積算熱量計、電気計器による取引又は証明における計量には、建物の賃貸借契約に付随して賃貸人と賃借人との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。また、分譲マンション等の管理組合や管理会社と区分所有者又は入居者との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。

したがって、貸ビル、アパート、分譲マンション等その集合住宅において一括して水道、温水、灯油、熱、電力等の供給事業者へ支払った料金等を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターも、取引又は証明上の計量に使用されている計量器に該当する。

(出典) <http://www.meti.go.jp/policy/tsutatsutou/tuuti1/aa26.pdf>

(参考) 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例 (一般例)

	該当する場合	該当しない場合
取引	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉販売に際しての質量の計量 ・ガソリン販売に際しての体積の計量 ・タクシーの料金算出に際しての距離の計量 ・農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量 ・服地販売に際しての長さの計量 ・倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量 ・宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量 ・委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量 ・店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量 (材料の調合、長さのチェック等) ・家庭内での計量 (日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等) ・友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量 (業務上とは認めがたいもの) ・たまたま隣人に米を分ける際に行う計量
証明	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量 ・国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量 ・土地の登記に際して行う面積の計量 ・工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量 ・病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量 	<ul style="list-style-type: none"> ・客に体重を計ってもらうために店頭を設置されたはかりを使用しての体重の計量 (単なる自己の健康管理用) ・研究所等が内部的に行う各種の計量

2. 自動はかりの取引又は証明の該当する事例

	該当する場合
商品取引 の例	<ul style="list-style-type: none"> ・菓子類等の包装商品の内容量を商品に表示するための計量 ・スーパー等で販売される商品等に質量に基づく値付けをして商品に表示するための計量 ・工場等で精肉等の商品をパッケージし、当該パッケージに質量を表示するための計量 ・農林漁業者が生産物資を販売するために生産物資の計量を行い、当該生産物資に質量を表示するための計量 ・野菜等を「○g 当たり○円」や「○g で○円」で販売するための計量 ・鉱物資源等を「○kg 当たり○円」や「○kg で○円」で売買するための計量 ・原材料を納入する事業者が、契約の要件となる原材料の質量（○kg）を取引先の事業者に対して示して取引をする場合の計量 ・原材料を受け入れる事業者が、契約の要件となる原材料の質量（○kg）を取引先の事業者に対して示して取引をする場合の計量
役務取引 の例	<ul style="list-style-type: none"> ・貴金属等のリサイクル等において、「○g 当たり○円」や「○g で○円」いった取引を行う場合の計量 ・委託加工契約において加工料金を加工物品の質量によって確定して取引をする場合の計量 ・委託加工を受託した事業者が、契約の要件となる受託商品等の質量（○g）を委託先に対して示して取引をする場合や委託事業者が契約の要件となる委託商品等の質量（○g）が正しいか確認して取引をする場合の計量 ・倉庫に保管している商品等を出荷時に、契約の要件となる商品等の質量（○g）を運送業者に対して示して対価を決定する場合の計量 ・倉庫に商品等を納入する際に、契約の要件となる商品等の質量（○g）を倉庫業者に対して示して対価を決定する場合の計量 ・倉庫業者が商品等を受け入れる際に、契約の要件となる商品等の質量（○g）を取引先事業者に対して示して対価を決定する場合の計量

2. 自動はかりの取引又は証明の該当する事例

	該当する場合
証明の例	<ul style="list-style-type: none">・ 官公庁に対する報告のための計量（生産工程の途中のものであっても、その値が報告されているのであればその計量も含む）・ 官公庁に対して商品等の生産に使用した原材料使用量を質量（○kg）で報告するための計量
(参考)	<ul style="list-style-type: none">・ 最終商品の質量表示の有無に係わらず、物象の状態の量を計量する場合<ul style="list-style-type: none">① 当該計量の結果が外部に表明されない場合には、結果的に契約の要件にもならないため、取引又は証明に該当しない。② 当該計量の結果が外部に表明される場合であって、その結果が契約の要件となるときは、当該計量は、取引又は証明に該当する。 <p>※直接に計量の結果が表示されない場合であっても、契約書等において、商品A（○○g）×10個のように、商品Aが○○gであることを契約の要件としている場合は、取引又は証明に該当する。</p>


3. 自動はかりの取引又は証明の該当しない事例

該当しない場合


- ・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量
例えば、原材料の配合量を商品等に表示しない場合であって、取引先との契約の要件にも該当しない場合における、商品等の製造工程上の計量。
- ・社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量
例えば、社内の生産管理等に使用するために、質量結果をデータとして蓄積し、個々のデータを対外的に公表しない場合の計量。
- ・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量
例えば、工場内で包装商品を製造する過程で、包装商品の最終的な計量を行う前段階で、おおよその目安としての計量を行っている場合。

4. Q & A


Q1 : 自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

 非自動はかりでの確認がサンプル検査であり、個々の商品等の一部しか確認しない場合、自動はかりでの計量は、取引又は証明のための計量に該当する。

Q2 : 商品等の売手と買手の双方がともに計量を行っている場合、取引又は証明のための計量に該当するのは、売手と買手のどちらによる計量が該当するのか？

 個々の取引形態や契約によるが、一般的には、売手と買手のうち計量結果における最終的な責任を負っている方が、取引又は証明のための計量を行った者となる。

Q3 : 親会社と子会社間の取引や同一法人内の支店同士の取引に使用するための計量は、取引又は証明のための計量に該当するのか？

 親会社と子会社間の取引は、一般的には、内部管理にあたりと考えられないため、取引又は証明に該当する。同一法人内の取引については、一般的には、内部管理にあたりと考えられるため、取引又は証明に該当しない。